

金城大学動物実験等の施設及び設備に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金城大学動物実験取扱規程第11条第3項の規定に基づき、動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室（以下「施設等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の設置)

第2条 管理者（学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者）は、飼養保管施設又は実験室を設置又は変更する場合、飼養保管施設設置（変更）承認申請書（様式1）又は実験室設置（変更）承認申請書（様式2）を金城大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）へ提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の承認申請書の提出を受けたときは、学長に報告の上で諮問を受け、申請内容を審査するものとする。
- 3 学長は委員会からの審査結果の報告又は助言により、承認又は不承認を決定し、管理者へ通知するものとする。
- 4 管理者は、学長の承認を得た施設等でなければ、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(施設等の要件)

第3条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等であること。
 - (2) 動物種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床及び内壁等の清掃・消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。
 - (6) 実験動物管理者が置かれていること。
- 2 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 適切な室温管理等、実験処置及び一時保管中における動物の健康維持のための設備が備えられていること。
 - (2) 清掃・消毒等の衛生管理が容易な構造であること。
 - (3) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (4) 必要に応じて、臭気・騒音・動物残渣等による周辺環境への悪影響を防止する設備が備えられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第4条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第5条 管理者は、施設等を廃止する場合は、学長に施設等廃止届(様式3)を提出するものとする。

2 実験動物責任者(実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者)は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

3 学長は、廃止届出された施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止を承認するものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、学長が行う。

附 則

この細則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月29日から施行する。